

電原運第2023-159号

令和5年12月21日

原子力規制委員会 殿

広島市中区小町4番33号

中国電力株式会社

代表取締役社長執行役員

中川 賢剛

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定に基づき、平成25年12月25日付け電原運第138号をもって申請し、平成26年2月13日付け電原運第165号、平成27年6月3日付け電原運第30号、平成27年7月24日付け電原運第47号、平成28年5月12日付け電原運第20号、平成28年10月31日付け電原運第86号、平成29年1月17日付け電原運第109号、平成29年12月25日付け電原運第80号および令和5年1月31日付け電原運第2022-115号をもって補正しました、島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書について、下記のとおり補正いたします。

記

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書を以下のとおり補正する。

- ・申請書の添付のうち、変更の理由を添付1のとおり変更する。
- ・申請書の別添「島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表」を添付2のとおり変更する。

以上

変更認可申請書のうち
「変更の理由」の変更

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>2. 変更の理由</p> <p>(1) 原子力規制委員会設置法の一部施行に伴う変更（新規制基準施行に伴う変更） 原子力規制委員会設置法（平成24年6月27日公布）の一部施行に伴い、関係規則の整備等が行われ、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等が改正されたことから、新規条文の追加および関連する保安規定条文の変更を行う。また、設置変更許可申請、設計及び工事計画認可申請内容の反映、条文間の記載の整合等を行う。</p> <p>(2) 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の改正に伴う変更 平成29年12月14日に施行された実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則により、火山影響等発生時の体制の整備が新たに求められたことから、新規条文の追加および関連する保安規定条文の変更を行う。</p> <p>(3) 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の改正に伴う変更 平成29年5月1日に施行された実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等により、原子力発電所における中央制御室の運転員等に対する有毒ガス防護が求められたことから、新規条文の追加および関連する保安規定条文の変更を行う。</p> <p>(4) 原子力安全文化の育成および維持活動体制の見直し 協力会社も含めた原子力安全文化の育成および維持について更なる改善を図るため、原子力安全文化の育成および維持活動の体制を一元化するとともに、原子力安全文化の育成および維持に係る取り組み状況を監視・評価する組織を規定するため、関連する保安規定条文の変更を行う。</p> <p>(5) 記載の適正化</p>	<p>2. 変更の理由</p> <p>(1) 原子力規制委員会設置法の一部施行に伴う変更（新規制基準施行に伴う変更） 原子力規制委員会設置法（平成24年6月27日公布）の一部施行に伴い、関係規則の整備等が行われ、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等が改正されたことから、新規条文の追加および関連する保安規定条文の変更を行う。また、設置変更許可申請、設計及び工事計画認可申請内容の反映、条文間の記載の整合等を行う。</p> <p>(2) 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の改正に伴う変更 平成29年12月14日に施行された実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則により、火山影響等発生時の体制の整備が新たに求められたことから、新規条文の追加および関連する保安規定条文の変更を行う。</p> <p>(3) 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の改正に伴う変更 平成29年5月1日に施行された実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等により、原子力発電所における中央制御室の運転員等に対する有毒ガス防護が求められたことから、新規条文の追加および関連する保安規定条文の変更を行う。</p> <p>(4) 原子力安全文化の育成および維持活動体制の見直し 協力会社も含めた原子力安全文化の育成および維持について更なる改善を図るため、原子力安全文化の育成および維持活動の体制を一元化するとともに、原子力安全文化の育成および維持に係る取り組み状況を監視・評価する組織を規定するため、関連する保安規定条文の変更を行う。</p> <p>(5) 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部改正に伴う変更 令和5年2月22日に施行された実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等により、原子炉格納容器ベントの原子炉建物の水素防護対策としての位置付けが明確化されたことから、関連する保安規定条文の変更を行う。</p> <p>(6) 記載の適正化</p>	<p>・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部改正に伴う変更</p>

変更認可申請書のうち
「別添」の変更

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書変更前後比較表

備考	島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表								
・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部改正に伴う変更	変更後	<table border="1"> <thead> <tr> <th>変更前</th> <th>変更後</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(なし)</td> <td> <p>(重大事故等対処設備)</p> <p>[2号炉]</p> <p>第65条 原子炉の状態に応じて、次の各号の重大事故等対処設備^{※1}は、表65-1から表65-19で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備</p> <p>(2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</p> <p>(3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備</p> <p>(4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</p> <p>(5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備</p> <p>原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備</p> <p>水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備</p> <p>水素爆発による原子炉建物等の損傷を防止するための設備</p> <p>(6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備</p> <p>(7) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備</p> <p>(8) 水素爆発による原子炉建物等の損傷を防止するための設備</p> <p>(9) 燃料プールの冷却等のための設備</p> <p>(10) 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備</p> <p>(11) 重大事故等の収束に必要な水の供給設備</p> <p>(12) 電源設備</p> <p>(13) 計装設備</p> <p>(14) 運転員が中央制御室にとどまるための設備</p> <p>(15) 監視測定設備</p> <p>(16) 緊急時対策所</p> <p>(17) 通信連絡を行うために必要な設備</p> <p>(18) アクセスルートの確保</p> <p>(19) 大量送水車</p> <p>2. 重大事故等対処設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 各課長または当直長は、原子炉の状態に応じて表65-1から表65-19の確認事項を実施する。各課長は、その結果を課長(発電)に通知する。</p> <p>3. 各課長または当直長は、重大事故等対処設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表65-1から表65-19の措置を講じる。</p> <p>※1：可搬型設備の系統には、資機材等を含む。</p> </td> <td> ・原子力規制委員会設置法の一部施行に伴う変更(新規制基準の施行に伴う変更) ・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部改正に伴う変更 </td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	備考	(なし)	<p>(重大事故等対処設備)</p> <p>[2号炉]</p> <p>第65条 原子炉の状態に応じて、次の各号の重大事故等対処設備^{※1}は、表65-1から表65-19で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備</p> <p>(2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</p> <p>(3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備</p> <p>(4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</p> <p>(5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備</p> <p>原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備</p> <p>水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備</p> <p>水素爆発による原子炉建物等の損傷を防止するための設備</p> <p>(6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備</p> <p>(7) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備</p> <p>(8) 水素爆発による原子炉建物等の損傷を防止するための設備</p> <p>(9) 燃料プールの冷却等のための設備</p> <p>(10) 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備</p> <p>(11) 重大事故等の収束に必要な水の供給設備</p> <p>(12) 電源設備</p> <p>(13) 計装設備</p> <p>(14) 運転員が中央制御室にとどまるための設備</p> <p>(15) 監視測定設備</p> <p>(16) 緊急時対策所</p> <p>(17) 通信連絡を行うために必要な設備</p> <p>(18) アクセスルートの確保</p> <p>(19) 大量送水車</p> <p>2. 重大事故等対処設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 各課長または当直長は、原子炉の状態に応じて表65-1から表65-19の確認事項を実施する。各課長は、その結果を課長(発電)に通知する。</p> <p>3. 各課長または当直長は、重大事故等対処設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表65-1から表65-19の措置を講じる。</p> <p>※1：可搬型設備の系統には、資機材等を含む。</p>	・原子力規制委員会設置法の一部施行に伴う変更(新規制基準の施行に伴う変更) ・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部改正に伴う変更	
変更前	変更後	備考							
(なし)	<p>(重大事故等対処設備)</p> <p>[2号炉]</p> <p>第65条 原子炉の状態に応じて、次の各号の重大事故等対処設備^{※1}は、表65-1から表65-19で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備</p> <p>(2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</p> <p>(3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備</p> <p>(4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</p> <p>(5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備</p> <p>原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備</p> <p>水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備</p> <p>水素爆発による原子炉建物等の損傷を防止するための設備</p> <p>(6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備</p> <p>(7) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備</p> <p>(8) 水素爆発による原子炉建物等の損傷を防止するための設備</p> <p>(9) 燃料プールの冷却等のための設備</p> <p>(10) 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備</p> <p>(11) 重大事故等の収束に必要な水の供給設備</p> <p>(12) 電源設備</p> <p>(13) 計装設備</p> <p>(14) 運転員が中央制御室にとどまるための設備</p> <p>(15) 監視測定設備</p> <p>(16) 緊急時対策所</p> <p>(17) 通信連絡を行うために必要な設備</p> <p>(18) アクセスルートの確保</p> <p>(19) 大量送水車</p> <p>2. 重大事故等対処設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 各課長または当直長は、原子炉の状態に応じて表65-1から表65-19の確認事項を実施する。各課長は、その結果を課長(発電)に通知する。</p> <p>3. 各課長または当直長は、重大事故等対処設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表65-1から表65-19の措置を講じる。</p> <p>※1：可搬型設備の系統には、資機材等を含む。</p>	・原子力規制委員会設置法の一部施行に伴う変更(新規制基準の施行に伴う変更) ・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部改正に伴う変更							
	変更前	<table border="1"> <thead> <tr> <th>変更前</th> <th>変更後</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(なし)</td> <td> <p>(重大事故等対処設備)</p> <p>[2号炉]</p> <p>第65条 原子炉の状態に応じて、次の各号の重大事故等対処設備^{※1}は、表65-1から表65-19で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備</p> <p>(2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</p> <p>(3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備</p> <p>(4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</p> <p>(5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備</p> <p>原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備</p> <p>水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備</p> <p>(6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備</p> <p>(7) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備</p> <p>(8) 水素爆発による原子炉建物等の損傷を防止するための設備</p> <p>(9) 燃料プールの冷却等のための設備</p> <p>(10) 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備</p> <p>(11) 重大事故等の収束に必要な水の供給設備</p> <p>(12) 電源設備</p> <p>(13) 計装設備</p> <p>(14) 運転員が中央制御室にとどまるための設備</p> <p>(15) 監視測定設備</p> <p>(16) 緊急時対策所</p> <p>(17) 通信連絡を行うために必要な設備</p> <p>(18) アクセスルートの確保</p> <p>(19) 大量送水車</p> <p>2. 重大事故等対処設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 各課長または当直長は、原子炉の状態に応じて表65-1から表65-19の確認事項を実施する。各課長は、その結果を課長(発電)に通知する。</p> <p>3. 各課長または当直長は、重大事故等対処設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表65-1から表65-19の措置を講じる。</p> <p>※1：可搬型設備の系統には、資機材等を含む。</p> </td> <td> ・原子力規制委員会設置法の一部施行に伴う変更(新規制基準の施行に伴う変更) </td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	備考	(なし)	<p>(重大事故等対処設備)</p> <p>[2号炉]</p> <p>第65条 原子炉の状態に応じて、次の各号の重大事故等対処設備^{※1}は、表65-1から表65-19で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備</p> <p>(2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</p> <p>(3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備</p> <p>(4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</p> <p>(5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備</p> <p>原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備</p> <p>水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備</p> <p>(6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備</p> <p>(7) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備</p> <p>(8) 水素爆発による原子炉建物等の損傷を防止するための設備</p> <p>(9) 燃料プールの冷却等のための設備</p> <p>(10) 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備</p> <p>(11) 重大事故等の収束に必要な水の供給設備</p> <p>(12) 電源設備</p> <p>(13) 計装設備</p> <p>(14) 運転員が中央制御室にとどまるための設備</p> <p>(15) 監視測定設備</p> <p>(16) 緊急時対策所</p> <p>(17) 通信連絡を行うために必要な設備</p> <p>(18) アクセスルートの確保</p> <p>(19) 大量送水車</p> <p>2. 重大事故等対処設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 各課長または当直長は、原子炉の状態に応じて表65-1から表65-19の確認事項を実施する。各課長は、その結果を課長(発電)に通知する。</p> <p>3. 各課長または当直長は、重大事故等対処設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表65-1から表65-19の措置を講じる。</p> <p>※1：可搬型設備の系統には、資機材等を含む。</p>	・原子力規制委員会設置法の一部施行に伴う変更(新規制基準の施行に伴う変更)	
変更前	変更後	備考							
(なし)	<p>(重大事故等対処設備)</p> <p>[2号炉]</p> <p>第65条 原子炉の状態に応じて、次の各号の重大事故等対処設備^{※1}は、表65-1から表65-19で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備</p> <p>(2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</p> <p>(3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備</p> <p>(4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</p> <p>(5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備</p> <p>原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備</p> <p>水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備</p> <p>(6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備</p> <p>(7) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備</p> <p>(8) 水素爆発による原子炉建物等の損傷を防止するための設備</p> <p>(9) 燃料プールの冷却等のための設備</p> <p>(10) 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備</p> <p>(11) 重大事故等の収束に必要な水の供給設備</p> <p>(12) 電源設備</p> <p>(13) 計装設備</p> <p>(14) 運転員が中央制御室にとどまるための設備</p> <p>(15) 監視測定設備</p> <p>(16) 緊急時対策所</p> <p>(17) 通信連絡を行うために必要な設備</p> <p>(18) アクセスルートの確保</p> <p>(19) 大量送水車</p> <p>2. 重大事故等対処設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 各課長または当直長は、原子炉の状態に応じて表65-1から表65-19の確認事項を実施する。各課長は、その結果を課長(発電)に通知する。</p> <p>3. 各課長または当直長は、重大事故等対処設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表65-1から表65-19の措置を講じる。</p> <p>※1：可搬型設備の系統には、資機材等を含む。</p>	・原子力規制委員会設置法の一部施行に伴う変更(新規制基準の施行に伴う変更)							

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書変更前後比較表

備考	島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表																																	
<p>・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部改正に伴う変更</p>	変更後	<p>島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">変更前</th> <th style="width: 40%;">変更後</th> <th style="width: 30%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(なし)</td> <td> <p>表65-5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 水素爆発による原子炉建物等の損傷を防止するための設備</p> <p>65-5-1 格納容器フィルタベント系</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">項目</th> <th style="width: 50%;">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">格納容器フィルタベント系</td> <td style="text-align: center;">格納容器フィルタベント系が動作可能であること※1※2</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">適用される原子炉の状態</th> <th style="width: 60%;">設備</th> <th style="width: 20%;">所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="text-align: center; vertical-align: middle;">運転 起動 高温停止</td> <td style="text-align: center;">第1ベントフィルタスクラバ容器</td> <td style="text-align: center;">4個</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器</td> <td style="text-align: center;">1個</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">圧力開放板</td> <td style="text-align: center;">1個</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第1ベントフィルタ出口放射線モニタ (高レンジ・低レンジ)</td> <td style="text-align: center;">※3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第1ベントフィルタ出口水素濃度</td> <td style="text-align: center;">※3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">可搬式窒素供給装置</td> <td style="text-align: center;">※4</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">可搬型代替交流電源設備</td> <td style="text-align: center;">※5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">常設代替交流電源設備</td> <td style="text-align: center;">※6</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">代替所内電気設備</td> <td style="text-align: center;">※7</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：必要な弁（遠隔手動弁操作機構含む）および配管を含む。 ※2：原子炉の起動時に格納容器内点検を実施する場合は、格納容器内点検後の原子炉の状態が起動になるまでの期間は運転上の制限を適用しない。 ※3：第65条（65-13-1 主要パラメータおよび代替パラメータ）において運転上の制限等を定める。 ※4：第65条（65-5-2 可搬式窒素供給装置）において運転上の制限等を定める。 ※5：第65条（65-12-2 可搬型代替交流電源設備）において運転上の制限等を定める。 ※6：第65条（65-12-1 常設代替交流電源設備）において運転上の制限等を定める。 ※7：第65条（65-12-5 代替所内電気設備）において運転上の制限等を定める。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>・原子力規制委員会設置法の一部施行に伴う変更（新規基準の施行に伴う変更）</p> <p>・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部改正に伴う変更</p> </td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	備考	(なし)	<p>表65-5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 水素爆発による原子炉建物等の損傷を防止するための設備</p> <p>65-5-1 格納容器フィルタベント系</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">項目</th> <th style="width: 50%;">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">格納容器フィルタベント系</td> <td style="text-align: center;">格納容器フィルタベント系が動作可能であること※1※2</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">適用される原子炉の状態</th> <th style="width: 60%;">設備</th> <th style="width: 20%;">所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="text-align: center; vertical-align: middle;">運転 起動 高温停止</td> <td style="text-align: center;">第1ベントフィルタスクラバ容器</td> <td style="text-align: center;">4個</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器</td> <td style="text-align: center;">1個</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">圧力開放板</td> <td style="text-align: center;">1個</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第1ベントフィルタ出口放射線モニタ (高レンジ・低レンジ)</td> <td style="text-align: center;">※3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第1ベントフィルタ出口水素濃度</td> <td style="text-align: center;">※3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">可搬式窒素供給装置</td> <td style="text-align: center;">※4</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">可搬型代替交流電源設備</td> <td style="text-align: center;">※5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">常設代替交流電源設備</td> <td style="text-align: center;">※6</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">代替所内電気設備</td> <td style="text-align: center;">※7</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：必要な弁（遠隔手動弁操作機構含む）および配管を含む。 ※2：原子炉の起動時に格納容器内点検を実施する場合は、格納容器内点検後の原子炉の状態が起動になるまでの期間は運転上の制限を適用しない。 ※3：第65条（65-13-1 主要パラメータおよび代替パラメータ）において運転上の制限等を定める。 ※4：第65条（65-5-2 可搬式窒素供給装置）において運転上の制限等を定める。 ※5：第65条（65-12-2 可搬型代替交流電源設備）において運転上の制限等を定める。 ※6：第65条（65-12-1 常設代替交流電源設備）において運転上の制限等を定める。 ※7：第65条（65-12-5 代替所内電気設備）において運転上の制限等を定める。</p>	項目	運転上の制限	格納容器フィルタベント系	格納容器フィルタベント系が動作可能であること※1※2	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動 高温停止	第1ベントフィルタスクラバ容器	4個	第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器	1個	圧力開放板	1個	第1ベントフィルタ出口放射線モニタ (高レンジ・低レンジ)	※3	第1ベントフィルタ出口水素濃度	※3	可搬式窒素供給装置	※4	可搬型代替交流電源設備	※5	常設代替交流電源設備	※6	代替所内電気設備	※7	<p>・原子力規制委員会設置法の一部施行に伴う変更（新規基準の施行に伴う変更）</p> <p>・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部改正に伴う変更</p>
変更前	変更後	備考																																
(なし)	<p>表65-5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 水素爆発による原子炉建物等の損傷を防止するための設備</p> <p>65-5-1 格納容器フィルタベント系</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">項目</th> <th style="width: 50%;">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">格納容器フィルタベント系</td> <td style="text-align: center;">格納容器フィルタベント系が動作可能であること※1※2</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">適用される原子炉の状態</th> <th style="width: 60%;">設備</th> <th style="width: 20%;">所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="text-align: center; vertical-align: middle;">運転 起動 高温停止</td> <td style="text-align: center;">第1ベントフィルタスクラバ容器</td> <td style="text-align: center;">4個</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器</td> <td style="text-align: center;">1個</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">圧力開放板</td> <td style="text-align: center;">1個</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第1ベントフィルタ出口放射線モニタ (高レンジ・低レンジ)</td> <td style="text-align: center;">※3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第1ベントフィルタ出口水素濃度</td> <td style="text-align: center;">※3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">可搬式窒素供給装置</td> <td style="text-align: center;">※4</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">可搬型代替交流電源設備</td> <td style="text-align: center;">※5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">常設代替交流電源設備</td> <td style="text-align: center;">※6</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">代替所内電気設備</td> <td style="text-align: center;">※7</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：必要な弁（遠隔手動弁操作機構含む）および配管を含む。 ※2：原子炉の起動時に格納容器内点検を実施する場合は、格納容器内点検後の原子炉の状態が起動になるまでの期間は運転上の制限を適用しない。 ※3：第65条（65-13-1 主要パラメータおよび代替パラメータ）において運転上の制限等を定める。 ※4：第65条（65-5-2 可搬式窒素供給装置）において運転上の制限等を定める。 ※5：第65条（65-12-2 可搬型代替交流電源設備）において運転上の制限等を定める。 ※6：第65条（65-12-1 常設代替交流電源設備）において運転上の制限等を定める。 ※7：第65条（65-12-5 代替所内電気設備）において運転上の制限等を定める。</p>	項目	運転上の制限	格納容器フィルタベント系	格納容器フィルタベント系が動作可能であること※1※2	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動 高温停止	第1ベントフィルタスクラバ容器	4個	第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器	1個	圧力開放板		1個	第1ベントフィルタ出口放射線モニタ (高レンジ・低レンジ)	※3	第1ベントフィルタ出口水素濃度	※3	可搬式窒素供給装置	※4	可搬型代替交流電源設備	※5	常設代替交流電源設備	※6	代替所内電気設備	※7	<p>・原子力規制委員会設置法の一部施行に伴う変更（新規基準の施行に伴う変更）</p> <p>・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部改正に伴う変更</p>					
項目	運転上の制限																																	
格納容器フィルタベント系	格納容器フィルタベント系が動作可能であること※1※2																																	
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																
運転 起動 高温停止	第1ベントフィルタスクラバ容器	4個																																
	第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器	1個																																
	圧力開放板	1個																																
	第1ベントフィルタ出口放射線モニタ (高レンジ・低レンジ)	※3																																
	第1ベントフィルタ出口水素濃度	※3																																
	可搬式窒素供給装置	※4																																
	可搬型代替交流電源設備	※5																																
	常設代替交流電源設備	※6																																
	代替所内電気設備	※7																																
	変更前	<p>島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">変更前</th> <th style="width: 40%;">変更後</th> <th style="width: 30%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(なし)</td> <td> <p>表65-5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備</p> <p>65-5-1 格納容器フィルタベント系</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">項目</th> <th style="width: 50%;">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">格納容器フィルタベント系</td> <td style="text-align: center;">格納容器フィルタベント系が動作可能であること※1※2</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">適用される原子炉の状態</th> <th style="width: 60%;">設備</th> <th style="width: 20%;">所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="text-align: center; vertical-align: middle;">運転 起動 高温停止</td> <td style="text-align: center;">第1ベントフィルタスクラバ容器</td> <td style="text-align: center;">4個</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器</td> <td style="text-align: center;">1個</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">圧力開放板</td> <td style="text-align: center;">1個</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第1ベントフィルタ出口放射線モニタ (高レンジ・低レンジ)</td> <td style="text-align: center;">※3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第1ベントフィルタ出口水素濃度</td> <td style="text-align: center;">※3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">可搬式窒素供給装置</td> <td style="text-align: center;">※4</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">可搬型代替交流電源設備</td> <td style="text-align: center;">※5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">常設代替交流電源設備</td> <td style="text-align: center;">※6</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">代替所内電気設備</td> <td style="text-align: center;">※7</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：必要な弁（遠隔手動弁操作機構含む）および配管を含む。 ※2：原子炉の起動時に格納容器内点検を実施する場合は、格納容器内点検後の原子炉の状態が起動になるまでの期間は運転上の制限を適用しない。 ※3：第65条（65-13-1 主要パラメータおよび代替パラメータ）において運転上の制限等を定める。 ※4：第65条（65-5-2 可搬式窒素供給装置）において運転上の制限等を定める。 ※5：第65条（65-12-2 可搬型代替交流電源設備）において運転上の制限等を定める。 ※6：第65条（65-12-1 常設代替交流電源設備）において運転上の制限等を定める。 ※7：第65条（65-12-5 代替所内電気設備）において運転上の制限等を定める。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>・原子力規制委員会設置法の一部施行に伴う変更（新規基準の施行に伴う変更）</p> </td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	備考	(なし)	<p>表65-5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備</p> <p>65-5-1 格納容器フィルタベント系</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">項目</th> <th style="width: 50%;">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">格納容器フィルタベント系</td> <td style="text-align: center;">格納容器フィルタベント系が動作可能であること※1※2</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">適用される原子炉の状態</th> <th style="width: 60%;">設備</th> <th style="width: 20%;">所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="text-align: center; vertical-align: middle;">運転 起動 高温停止</td> <td style="text-align: center;">第1ベントフィルタスクラバ容器</td> <td style="text-align: center;">4個</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器</td> <td style="text-align: center;">1個</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">圧力開放板</td> <td style="text-align: center;">1個</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第1ベントフィルタ出口放射線モニタ (高レンジ・低レンジ)</td> <td style="text-align: center;">※3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第1ベントフィルタ出口水素濃度</td> <td style="text-align: center;">※3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">可搬式窒素供給装置</td> <td style="text-align: center;">※4</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">可搬型代替交流電源設備</td> <td style="text-align: center;">※5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">常設代替交流電源設備</td> <td style="text-align: center;">※6</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">代替所内電気設備</td> <td style="text-align: center;">※7</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：必要な弁（遠隔手動弁操作機構含む）および配管を含む。 ※2：原子炉の起動時に格納容器内点検を実施する場合は、格納容器内点検後の原子炉の状態が起動になるまでの期間は運転上の制限を適用しない。 ※3：第65条（65-13-1 主要パラメータおよび代替パラメータ）において運転上の制限等を定める。 ※4：第65条（65-5-2 可搬式窒素供給装置）において運転上の制限等を定める。 ※5：第65条（65-12-2 可搬型代替交流電源設備）において運転上の制限等を定める。 ※6：第65条（65-12-1 常設代替交流電源設備）において運転上の制限等を定める。 ※7：第65条（65-12-5 代替所内電気設備）において運転上の制限等を定める。</p>	項目	運転上の制限	格納容器フィルタベント系	格納容器フィルタベント系が動作可能であること※1※2	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動 高温停止	第1ベントフィルタスクラバ容器	4個	第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器	1個	圧力開放板	1個	第1ベントフィルタ出口放射線モニタ (高レンジ・低レンジ)	※3	第1ベントフィルタ出口水素濃度	※3	可搬式窒素供給装置	※4	可搬型代替交流電源設備	※5	常設代替交流電源設備	※6	代替所内電気設備	※7	<p>・原子力規制委員会設置法の一部施行に伴う変更（新規基準の施行に伴う変更）</p>
変更前	変更後	備考																																
(なし)	<p>表65-5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備</p> <p>65-5-1 格納容器フィルタベント系</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">項目</th> <th style="width: 50%;">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">格納容器フィルタベント系</td> <td style="text-align: center;">格納容器フィルタベント系が動作可能であること※1※2</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">適用される原子炉の状態</th> <th style="width: 60%;">設備</th> <th style="width: 20%;">所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="text-align: center; vertical-align: middle;">運転 起動 高温停止</td> <td style="text-align: center;">第1ベントフィルタスクラバ容器</td> <td style="text-align: center;">4個</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器</td> <td style="text-align: center;">1個</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">圧力開放板</td> <td style="text-align: center;">1個</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第1ベントフィルタ出口放射線モニタ (高レンジ・低レンジ)</td> <td style="text-align: center;">※3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第1ベントフィルタ出口水素濃度</td> <td style="text-align: center;">※3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">可搬式窒素供給装置</td> <td style="text-align: center;">※4</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">可搬型代替交流電源設備</td> <td style="text-align: center;">※5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">常設代替交流電源設備</td> <td style="text-align: center;">※6</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">代替所内電気設備</td> <td style="text-align: center;">※7</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：必要な弁（遠隔手動弁操作機構含む）および配管を含む。 ※2：原子炉の起動時に格納容器内点検を実施する場合は、格納容器内点検後の原子炉の状態が起動になるまでの期間は運転上の制限を適用しない。 ※3：第65条（65-13-1 主要パラメータおよび代替パラメータ）において運転上の制限等を定める。 ※4：第65条（65-5-2 可搬式窒素供給装置）において運転上の制限等を定める。 ※5：第65条（65-12-2 可搬型代替交流電源設備）において運転上の制限等を定める。 ※6：第65条（65-12-1 常設代替交流電源設備）において運転上の制限等を定める。 ※7：第65条（65-12-5 代替所内電気設備）において運転上の制限等を定める。</p>	項目	運転上の制限	格納容器フィルタベント系	格納容器フィルタベント系が動作可能であること※1※2	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動 高温停止	第1ベントフィルタスクラバ容器	4個	第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器	1個	圧力開放板		1個	第1ベントフィルタ出口放射線モニタ (高レンジ・低レンジ)	※3	第1ベントフィルタ出口水素濃度	※3	可搬式窒素供給装置	※4	可搬型代替交流電源設備	※5	常設代替交流電源設備	※6	代替所内電気設備	※7	<p>・原子力規制委員会設置法の一部施行に伴う変更（新規基準の施行に伴う変更）</p>					
項目	運転上の制限																																	
格納容器フィルタベント系	格納容器フィルタベント系が動作可能であること※1※2																																	
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																
運転 起動 高温停止	第1ベントフィルタスクラバ容器	4個																																
	第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器	1個																																
	圧力開放板	1個																																
	第1ベントフィルタ出口放射線モニタ (高レンジ・低レンジ)	※3																																
	第1ベントフィルタ出口水素濃度	※3																																
	可搬式窒素供給装置	※4																																
	可搬型代替交流電源設備	※5																																
	常設代替交流電源設備	※6																																
	代替所内電気設備	※7																																

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書変更前後比較表

備考	・変更なし
----	-------

変更後	島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表		
	変更前	変更後	備考
	(なし)	添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準 (第17条の7および第17条の8関連)	・原子力規制委員会設置法の一部施行に伴う変更(新規制基準の施行に伴う変更)

変更前	島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表		
	変更前	変更後	備考
	(なし)	添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準 (第17条の7および第17条の8関連)	・原子力規制委員会設置法の一部施行に伴う変更(新規制基準の施行に伴う変更)

備考	<p>・変更なし</p>		
変更後	島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表		
	変更前	変更後	備考
		<p>イ. 保管場所</p> <p>課長（保修管理）は、予備品等について、地震による周辺斜面の崩壊、敷地下斜面のすべり、津波による浸水等の外部事象の影響を受けにくい場所に当該重要安全施設との位置的分散を考慮し、保管することを手順書に定める。</p> <p>ウ. アクセスルートの確保</p> <p>（１）「アクセスルートの確保」と同じ。</p> <p>（３）支援に係る事項</p> <p>各課長および電源事業本部長（原子力管理）は、支援に係る事項について、以下の方針に基づき実施することを手順書に定める。</p> <p>ア. 各課長および電源事業本部長（原子力管理）は、事故発生後7日間は継続して事故収束対応を維持できるよう、重大事故等対処設備、予備品および燃料等の手段を確保する。</p> <p>また、プラントメーカー、協力会社およびその他の関係機関とは平時から必要な連絡体制を整備する等の協力関係を構築するとともに、あらかじめ重大事故等発生に備え、協議および合意のうえ、外部からの支援計画を策定する。重大事故等発生後、緊急時対策本部が発足し、協力体制が整い次第、プラントメーカーからは事故収束および復旧対策に関する技術支援、協力会社からは事故収束および復旧対策に必要な要員等の支援、燃料および資機材の輸送支援ならびに燃料供給会社からは燃料の供給支援および迅速な物資輸送を可能とするとともに、中長期的な物資輸送にも対応できるように支援計画を策定する。</p> <p>イ. 電源事業本部長（原子力管理）は、他の原子力事業者より、支援に係る要員の派遣、資機材の貸与および環境放射線モニタリングの支援を受けられるほか、原子力緊急事態支援組織からは、被ばく低減のために遠隔操作可能なロボット、無線重機等の資機材ならびに資機材を操作する要員および発電所までの資機材輸送の支援を受けられるように支援計画を策定する。</p> <p>さらに、発電所外であらかじめ用意された手段（重大事故等対処設備と同種の設備、予備品、燃料等）について支援を受けることによって、発電所内に配備している重大事故等対処設備に不具合があった場合の代替手段および燃料の確保を行い、継続的な重大事故等対策を実施できるよう事故発生後6日間までに支援を受けられる体制を確立する。</p> <p>また、原子力事業所災害対策支援拠点から、発電所の支援に必要な資機材として、食料、その他の消耗品および放射線防護資機材を継続的に発電所へ供給できる体制を確立する。</p> <p>1. 3 手順書の整備</p> <p>（１）各課長は、重大事故等発生時において、事象の種類および事象の進展に応じて、重大事故等に的確かつ柔軟に対処できるよう手順書を整備する。</p> <p>また、使用主体に応じて、運転員が使用する手順書（以下「運転操作手順書」という。）および緊急時対策要員が使用する手順書（以下「緊急時対策本部用手順書」という。）を整備する。</p> <p>さらに、緊急時対策本部用手順書は使用主体に応じて、緊急時対策本部が使用する手順書、緊急時対策本部のうち技術支援組織が使用する手順書および緊急時対策本部のうち実施組織</p>	<p>・原子力規制委員会設置法の一部施行に伴う変更（新規制基準の施行に伴う変更）</p>
変更前	島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表		
	変更前	変更後	備考
		<p>イ. 保管場所</p> <p>課長（保修管理）は、予備品等について、地震による周辺斜面の崩壊、敷地下斜面のすべり、津波による浸水等の外部事象の影響を受けにくい場所に当該重要安全施設との位置的分散を考慮し、保管することを手順書に定める。</p> <p>ウ. アクセスルートの確保</p> <p>（１）「アクセスルートの確保」と同じ。</p> <p>（３）支援に係る事項</p> <p>各課長および電源事業本部長（原子力管理）は、支援に係る事項について、以下の方針に基づき実施することを手順書に定める。</p> <p>ア. 各課長および電源事業本部長（原子力管理）は、事故発生後7日間は継続して事故収束対応を維持できるよう、重大事故等対処設備、予備品および燃料等の手段を確保する。</p> <p>また、プラントメーカー、協力会社およびその他の関係機関とは平時から必要な連絡体制を整備する等の協力関係を構築するとともに、あらかじめ重大事故等発生に備え、協議および合意のうえ、外部からの支援計画を策定する。重大事故等発生後、緊急時対策本部が発足し、協力体制が整い次第、プラントメーカーからは事故収束および復旧対策に関する技術支援、協力会社からは事故収束および復旧対策に必要な要員等の支援、燃料および資機材の輸送支援ならびに燃料供給会社からは燃料の供給支援および迅速な物資輸送を可能とするとともに、中長期的な物資輸送にも対応できるように支援計画を策定する。</p> <p>イ. 電源事業本部長（原子力管理）は、他の原子力事業者より、支援に係る要員の派遣、資機材の貸与および環境放射線モニタリングの支援を受けられるほか、原子力緊急事態支援組織からは、被ばく低減のために遠隔操作可能なロボット、無線重機等の資機材ならびに資機材を操作する要員および発電所までの資機材輸送の支援を受けられるように支援計画を策定する。</p> <p>さらに、発電所外であらかじめ用意された手段（重大事故等対処設備と同種の設備、予備品、燃料等）について支援を受けることによって、発電所内に配備している重大事故等対処設備に不具合があった場合の代替手段および燃料の確保を行い、継続的な重大事故等対策を実施できるよう事故発生後6日間までに支援を受けられる体制を確立する。</p> <p>また、原子力事業所災害対策支援拠点から、発電所の支援に必要な資機材として、食料、その他の消耗品および放射線防護資機材を継続的に発電所へ供給できる体制を確立する。</p> <p>1. 3 手順書の整備</p> <p>（１）各課長は、重大事故等発生時において、事象の種類および事象の進展に応じて、重大事故等に的確かつ柔軟に対処できるよう手順書を整備する。</p> <p>また、使用主体に応じて、運転員が使用する手順書（以下「運転操作手順書」という。）および緊急時対策要員が使用する手順書（以下「緊急時対策本部用手順書」という。）を整備する。</p> <p>さらに、緊急時対策本部用手順書は使用主体に応じて、緊急時対策本部が使用する手順書、緊急時対策本部のうち技術支援組織が使用する手順書および緊急時対策本部のうち実施組織</p>	<p>・原子力規制委員会設置法の一部施行に伴う変更（新規制基準の施行に伴う変更）</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書変更前後比較表

備考	<p>・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部改正に伴う変更</p>		
変更後	島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表		
	変更前	変更後	備考
		<p>(当直以外)が使用する手順書に分類して整備する。</p> <p>ア. 課長(第一発電)および課長(燃料技術)は、すべての交流動力電源および常設直流電源システムの喪失、安全系の機器または計測器類の多重故障、複数号炉の同時被災等の過酷な状態において、限られた時間の中で2号炉の原子炉施設の状態の把握および実施すべき重大事故等対策の適切な判断に必要な情報の種類、その入手の方法および判断基準を運転操作手順書および緊急時対策本部用手順書に定める。</p> <p>イ. 課長(第一発電)および課長(燃料技術)は、パラメータを計測する計器故障または計器故障が疑われる場合に原子炉施設の状態を把握するための手順、パラメータの把握能力を超えた場合に原子炉施設の状態を把握するための手順および計測に必要な計器電源が喪失した場合の手順を運転操作手順書および緊急時対策本部用手順書に定める。</p> <p>具体的には、表15「15. 事故時の計装に関する手順等」の内容を含むものとする。</p> <p>ウ. 課長(第一発電)および課長(燃料技術)は、炉心の著しい損傷、格納容器の破損および水素爆発による原子炉建物等の損傷を防ぐために、最優先すべき操作等を迷うことなく判断し実施するため、以下の判断基準を運転操作手順書および緊急時対策本部用手順書に定める。</p> <p>(ア) 原子炉停止機能喪失時においては、迷わずほう酸水注入を行えるようにする判断基準</p> <p>(イ) 炉心の著しい損傷または格納容器の破損を防ぐために注水する淡水源が枯渇または使用できない状況においては、設備への悪影響を懸念することなく、迷わず海水注水を行えるようにする判断基準</p> <p>(ウ) 格納容器圧力が限界圧力に達する前、または、格納容器からの異常漏えいが発生した場合に、確実に格納容器フィルタベント系の使用が行えるようにする判断基準</p> <p>(エ) 全交流動力電源喪失時等において、準備に長時間を要する可搬型設備が必要な時期に使用可能とするため、準備に掛かる時間を考慮した手順着手の判断基準</p> <p>(オ) 炉心の著しい損傷および格納容器の破損を防ぐために必要な各操作については、重大事故等対処設備が必要な時期に使用可能とするための手順着手の判断基準</p> <p>(カ) 重大事故等対策時においては、設計基準事故時に用いる操作の制限事項は適用しないようにする判断基準</p> <p>エ. 課長(第一発電)および課長(燃料技術)は、財産(設備等)保護よりも安全を優先するという社長の方針に基づき、以下の判断基準を手順書に定める。</p> <p>(ア) 課長(第一発電)は、重大事故等発生時の運転操作において、当直副長が躊躇せず指示できる判断基準を運転操作手順書に定める。</p> <p>(イ) 課長(燃料技術)は、重大事故等発生時の緊急時対策本部の活動において、緊急時対策本部長が方針にしたがった判断を実施するための判断基準を緊急時対策本部用手順書に定める。</p> <p>オ. 課長(第一発電)および課長(燃料技術)は、発電所内の運転員と緊急時対策要員が連携し、事故の進展状況に応じて具体的な重大事故等対策を実施するため、運転操作手順書および緊急時対策本部用手順書を適切に定める。</p> <p>(ア) 運転操作手順は、事故の進展状況に応じて以下のように構成し定める。</p>	<p>・原子力規制委員会設置法の一部施行に伴う変更(新規制基準の施行に伴う変更)</p> <p>・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部改正に伴う変更</p>
変更前	島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表		
	変更前	変更後	備考
		<p>(当直以外)が使用する手順書に分類して整備する。</p> <p>ア. 課長(第一発電)および課長(燃料技術)は、すべての交流動力電源および常設直流電源システムの喪失、安全系の機器または計測器類の多重故障、複数号炉の同時被災等の過酷な状態において、限られた時間の中で2号炉の原子炉施設の状態の把握および実施すべき重大事故等対策の適切な判断に必要な情報の種類、その入手の方法および判断基準を運転操作手順書および緊急時対策本部用手順書に定める。</p> <p>イ. 課長(第一発電)および課長(燃料技術)は、パラメータを計測する計器故障または計器故障が疑われる場合に原子炉施設の状態を把握するための手順、パラメータの把握能力を超えた場合に原子炉施設の状態を把握するための手順および計測に必要な計器電源が喪失した場合の手順を運転操作手順書および緊急時対策本部用手順書に定める。</p> <p>具体的には、表15「15. 事故時の計装に関する手順等」の内容を含むものとする。</p> <p>ウ. 課長(第一発電)および課長(燃料技術)は、炉心の著しい損傷および格納容器の破損を防ぐために、最優先すべき操作等を迷うことなく判断し実施するため、以下の判断基準を運転操作手順書および緊急時対策本部用手順書に定める。</p> <p>(ア) 原子炉停止機能喪失時においては、迷わずほう酸水注入を行えるようにする判断基準</p> <p>(イ) 炉心の著しい損傷または格納容器の破損を防ぐために注水する淡水源が枯渇または使用できない状況においては、設備への悪影響を懸念することなく、迷わず海水注水を行えるようにする判断基準</p> <p>(ウ) 格納容器圧力が限界圧力に達する前、または、格納容器からの異常漏えいが発生した場合に、確実に格納容器フィルタベント系の使用が行えるようにする判断基準</p> <p>(エ) 全交流動力電源喪失時等において、準備に長時間を要する可搬型設備が必要な時期に使用可能とするため、準備に掛かる時間を考慮した手順着手の判断基準</p> <p>(オ) 炉心の著しい損傷および格納容器の破損を防ぐために必要な各操作については、重大事故等対処設備が必要な時期に使用可能とするための手順着手の判断基準</p> <p>(カ) 重大事故等対策時においては、設計基準事故時に用いる操作の制限事項は適用しないようにする判断基準</p> <p>エ. 課長(第一発電)および課長(燃料技術)は、財産(設備等)保護よりも安全を優先するという社長の方針に基づき、以下の判断基準を手順書に定める。</p> <p>(ア) 課長(第一発電)は、重大事故等発生時の運転操作において、当直副長が躊躇せず指示できる判断基準を運転操作手順書に定める。</p> <p>(イ) 課長(燃料技術)は、重大事故等発生時の緊急時対策本部の活動において、緊急時対策本部長が方針にしたがった判断を実施するための判断基準を緊急時対策本部用手順書に定める。</p> <p>オ. 課長(第一発電)および課長(燃料技術)は、発電所内の運転員と緊急時対策要員が連携し、事故の進展状況に応じて具体的な重大事故等対策を実施するため、運転操作手順書および緊急時対策本部用手順書を適切に定める。</p> <p>(ア) 運転操作手順は、事故の進展状況に応じて以下のように構成し定める。</p>	<p>・原子力規制委員会設置法の一部施行に伴う変更(新規制基準の施行に伴う変更)</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書変更前後比較表

備考	<ul style="list-style-type: none"> ・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部改正に伴う変更 ・記載の適正化
----	---

変更後

変更前	変更後	備考
	<p>表 10</p> <p>操作手順 10. 水素爆発による原子炉建物等の損傷を防止するための手順等</p> <p>方針目的 炉心の著しい損傷が発生した場合において、水素ガスが格納容器内に放出され、格納容器から原子炉棟に漏えいした場合においても水素爆発による原子炉建物等の損傷を防止するため、静的触媒式水素処理装置による水素濃度抑制、原子炉棟内の水素濃度監視および格納容器フィルタベント系による原子炉棟内の水素濃度上昇の緩和を行うことを目的とする。</p> <p>対応手段等</p> <p>1. 原子炉建物内の水素濃度監視 当直副長は、格納容器内で発生し格納容器から原子炉棟に漏えいした水素濃度を監視するため、原子炉建物水素濃度を用いて原子炉棟内の水素濃度を監視する。 全交流動力電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、原子炉建物水素濃度を用いて監視する。 (1) 手順着手の判断基準 炉心損傷を判断した場合^{※1}。 ※1：格納容器雰囲気放射線モニタで格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、または格納容器雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>2. 静的触媒式水素処理装置による水素濃度抑制 当直副長は、格納容器内で発生した水素ガスが格納容器から原子炉棟に漏えいした場合は、静的触媒式水素処理装置入口温度および静的触媒式水素処理装置出口温度を用いて原子炉棟内の水素濃度上昇を抑制するために設置している静的触媒式水素処理装置の作動状態を監視する。 全交流動力電源または直流電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、静的触媒式水素処理装置入口温度および静的触媒式水素処理装置出口温度を用いて監視する。 (1) 手順着手の判断基準 炉心損傷を判断した場合^{※1}。 ※1：格納容器雰囲気放射線モニタで格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、または格納容器雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>3. 格納容器フィルタベント系による原子炉棟内の水素濃度上昇の緩和 当直副長は、原子炉建物水素濃度が2.5vol%に到達した場合は、格納容器から原子炉棟への水素の漏えいを抑制し、原子炉棟内の水素濃度の上昇を緩和するため、格納容器フィルタベント系による格納容器ベントを実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会設置法の一部施行に伴う変更（新規制基準の施行に伴う変更） ・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部改正に伴う変更

変更前

変更前	変更後	備考
	<p>表 10</p> <p>操作手順 10. 水素爆発による原子炉建物等の損傷を防止するための手順等</p> <p>方針目的 炉心の著しい損傷が発生した場合において、水素ガスが格納容器内に放出され、格納容器から原子炉建物に漏えいした場合においても水素爆発による原子炉建物等の損傷を防止するため、静的触媒式水素処理装置による水素濃度抑制および原子炉建物原子炉棟内の水素濃度監視を行うことを目的とする。</p> <p>対応手段等</p> <p>1. 原子炉建物内の水素濃度監視 当直副長は、格納容器内で発生し格納容器から原子炉建物に漏えいした水素濃度を監視するため、原子炉建物水素濃度を用いて原子炉建物原子炉棟内の水素濃度を監視する。 全交流動力電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、原子炉建物水素濃度を用いて監視する。 (1) 手順着手の判断基準 炉心損傷を判断した場合^{※1}。 ※1：格納容器雰囲気放射線モニタで格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、または格納容器雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>2. 静的触媒式水素処理装置による水素濃度抑制 当直副長は、格納容器内で発生した水素ガスが格納容器から原子炉建物に漏えいした場合は、静的触媒式水素処理装置入口温度および静的触媒式水素処理装置出口温度を用いて原子炉建物原子炉棟内の水素濃度上昇を抑制するために設置している静的触媒式水素処理装置の作動状態を監視する。 全交流動力電源または直流電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、静的触媒式水素処理装置入口温度および静的触媒式水素処理装置出口温度を用いて監視する。 (1) 手順着手の判断基準 炉心損傷を判断した場合^{※1}。 ※1：格納容器雰囲気放射線モニタで格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、または格納容器雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>(配慮すべき事項) ○非常用ガス処理系の停止 非常用ガス処理系の系統内での水素爆発を回避させるため、原子炉建物原子炉棟内の水素濃度の上昇を確認した場合は、非常用ガス処理系を手動操作により停止する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会設置法の一部施行に伴う変更（新規制基準の施行に伴う変更）

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書変更前後比較表

備考									
<ul style="list-style-type: none"> ・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部改正に伴う変更 ・記載の適正化 									
変更後	<p style="text-align: center;">島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更前</th> <th style="width: 30%; text-align: center;">変更後</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 300px;"></td> <td style="vertical-align: top;"> <p style="color: red; font-size: small;">格納容器フィルタベント系による格納容器ベント操作の対応手順等は表7に基づき実施する。</p> <p style="font-size: x-small;">(配慮すべき事項)</p> <p style="font-size: x-small;">○非常用ガス処理系の停止 非常用ガス処理系の系統内での水素爆発を回避させるため、原子炉棟内の水素濃度の上昇を確認した場合は、非常用ガス処理系を手動操作により停止する。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会設置法の一部施行に伴う変更（新規制基準の施行に伴う変更） ・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部改正に伴う変更 </td> </tr> </tbody> </table>			変更前	変更後	備考		<p style="color: red; font-size: small;">格納容器フィルタベント系による格納容器ベント操作の対応手順等は表7に基づき実施する。</p> <p style="font-size: x-small;">(配慮すべき事項)</p> <p style="font-size: x-small;">○非常用ガス処理系の停止 非常用ガス処理系の系統内での水素爆発を回避させるため、原子炉棟内の水素濃度の上昇を確認した場合は、非常用ガス処理系を手動操作により停止する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会設置法の一部施行に伴う変更（新規制基準の施行に伴う変更） ・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部改正に伴う変更
変更前	変更後	備考							
	<p style="color: red; font-size: small;">格納容器フィルタベント系による格納容器ベント操作の対応手順等は表7に基づき実施する。</p> <p style="font-size: x-small;">(配慮すべき事項)</p> <p style="font-size: x-small;">○非常用ガス処理系の停止 非常用ガス処理系の系統内での水素爆発を回避させるため、原子炉棟内の水素濃度の上昇を確認した場合は、非常用ガス処理系を手動操作により停止する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会設置法の一部施行に伴う変更（新規制基準の施行に伴う変更） ・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部改正に伴う変更 							
変更前									

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書変更前後比較表

備考

・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部改正に伴う変更

変更後

変更前		変更後				備考
		表20 重大事故等対策における操作の成立性(4/11)				
操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間		
9	格納容器フィルタベント系による格納容器内の水素ガスおよび酸素ガスの排出	運転員(中央制御室, 現場)	3	55分以内		
9	可搬式窒素供給装置による格納容器への窒素ガス供給*	緊急時対策要員	2	2時間以内		
9	可搬式窒素供給装置による格納容器への窒素ガス供給(故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合)	緊急時対策要員	2	6時間40分以内		
9	代替電源設備による必要な設備への給電	操作手順14と同様				
10	代替電源設備による必要な設備への給電	操作手順14と同様				
10	格納容器フィルタベント系による原子炉棟内の水素濃度上昇の緩和	操作手順7と同様				
11	燃料プールスプレイ系(常設スプレイヘッダ)による燃料プールへの注水	運転員(中央制御室)	1	2時間10分以内		
11	燃料プールスプレイ系(可搬型スプレイノズル)による燃料プールへの注水*	緊急時対策要員	12	2時間50分以内		
11	燃料プールスプレイ系(常設スプレイヘッダ)による燃料プールへのスプレイ	運転員(中央制御室)	1	2時間10分以内		
11	燃料プールスプレイ系(可搬型スプレイノズル)による燃料プールへのスプレイ	緊急時対策要員	12	2時間50分以内		
11	燃料プールスプレイ系(可搬型スプレイノズル)による燃料プールへのスプレイ	運転員(中央制御室)	1	2時間50分以内		
11	燃料プールスプレイ系(可搬型スプレイノズル)による燃料プールへのスプレイ	緊急時対策要員	12	2時間50分以内		
11	燃料プール監視カメラ用冷却設備起動	運転員(中央制御室, 現場)	3	25分以内		
11	代替電源設備による給電	操作手順14と同様				
12	大型送水ポンプ車および放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制	緊急時対策要員	12	4時間30分以内		
12	放射性物質吸着材による海洋への放射性物質の拡散抑制	緊急時対策要員	5	4時間20分以内		
12	シルトフェンスによる海洋への放射性物質の拡散抑制(2号炉放水接合槽への設置)	緊急時対策要員	7	3時間以内		
12	シルトフェンスによる海洋への放射性物質の拡散抑制(輪谷湾への設置)	緊急時対策要員	7	24時間以内		

変更前

変更前		変更後				備考
		表20 重大事故等対策における操作の成立性(4/11)				
操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間		
9	格納容器フィルタベント系による格納容器内の水素ガスおよび酸素ガスの排出	運転員(中央制御室, 現場)	3	55分以内		
9	可搬式窒素供給装置による格納容器への窒素ガス供給*	緊急時対策要員	2	2時間以内		
9	可搬式窒素供給装置による格納容器への窒素ガス供給(故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合)	緊急時対策要員	2	6時間40分以内		
9	代替電源設備による必要な設備への給電	操作手順14と同様				
10	代替電源設備による必要な設備への給電	操作手順14と同様				
11	燃料プールスプレイ系(常設スプレイヘッダ)による燃料プールへの注水	運転員(中央制御室)	1	2時間10分以内		
11	燃料プールスプレイ系(可搬型スプレイノズル)による燃料プールへの注水*	緊急時対策要員	12	2時間50分以内		
11	燃料プールスプレイ系(常設スプレイヘッダ)による燃料プールへのスプレイ	運転員(中央制御室)	1	2時間10分以内		
11	燃料プールスプレイ系(可搬型スプレイノズル)による燃料プールへのスプレイ	緊急時対策要員	12	2時間50分以内		
11	燃料プール監視カメラ用冷却設備起動	運転員(中央制御室, 現場)	3	25分以内		
11	代替電源設備による給電	操作手順14と同様				
12	大型送水ポンプ車および放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制	緊急時対策要員	12	4時間30分以内		
12	放射性物質吸着材による海洋への放射性物質の拡散抑制	緊急時対策要員	5	4時間20分以内		
12	シルトフェンスによる海洋への放射性物質の拡散抑制(2号炉放水接合槽への設置)	緊急時対策要員	7	3時間以内		
12	シルトフェンスによる海洋への放射性物質の拡散抑制(輪谷湾への設置)	緊急時対策要員	7	24時間以内		